

(参考資料)

## 外国人が日本料理を働きながら学ぶことを可能とする特例措置について

### 1 特例措置の概要

従来の入国管理法では、外国人が日本国内の日本料理店で就労することは認められておらず、非就労の在留資格「文化活動」を取得し、入国する方法しかなかった。この場合、無報酬で修業、社会保険の対象外、お客様への料理提供は不可、といった課題があった。

今回の特例措置により、熱意のある外国人が日本料理を働きながら学ぶことが可能となり、日本料理を海外に正しく普及・発信できる人材の育成が図られる。

### 2 取組経過

- 平成 22 年 5 月 日本料理アカデミー村田吉弘理事長から京都市に「食文化交流特別区域の設置」を要望
- 7 月 構造改革特区として提案（一般ビザ（文化活動）の在留資格の期間延長と就労を可能とする規制緩和）
- 10 月 法務省から「対応不可」との最終回答
- 平成 23 年 6 月 総合特区制度の創設
- 9 月 京都市地域活性化総合特区の指定申請  
※当該特例措置を提案項目の一つとして盛り込む
- 12 月 京都市地域活性化総合特区の指定
- 平成 24 年 3 月～ 法務省・厚生労働省との協議開始  
高橋英一日本料理アカデミー顧問・京都市観光協会副会長とともに法務省へ要望
- 12 月 法務省から特例措置を講じる対応方針の提示
- 平成 25 年 3 月 特例措置の枠組みについて国・地方の双方で合意
- 4 月 総合特区支援利子補給金制度の活用開始  
※支援利子補給金制度（産業観光施設の整備する民間事業者が、総理大臣の指定を受けた金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、国が、予算の範囲内で、利子の一部の支給）の活用
- 7～8 月 特例措置を講ずる告示案のパブリックコメント実施
- 9 月 告示公布
- 10 月 特区計画の認定申請  
※当該特例措置の活用を盛り込む
- 11 月 特区計画の認定

(参考) 対比表

|       | 現行制度での受入れ  | 特例措置を活用した受入れ |
|-------|--|--------------|
| 在留資格  | 文化活動（就労不可）<br>※客への料理の提供は不可                             | 特定活動（就労可能）   |
| 在留期間  | <u>3 年</u> 、1 年、6 月又は <u>3 月</u><br>※下線は平成 24 年 7 月に追加 | 2 年以内        |
| 報酬    | なし<br>※一定額の生活支援金の支給は可                                  | 日本人と同等額以上    |
| 社会保険等 | 適用なし   | 適用あり         |